4　第一項第二号若しくは第三号又は前項に規定する非課税口座開設届出書、非課税口座内上場株式等移管依頼書、未成年者口座非課税口座間移管依頼書及び法第三十七条の十四第六項各号の申請書には、施行令第二十五条の二第三項に規定する電磁的方法により提供されたこれらの届出書、依頼書又は申請書に記載すべき事項を記録した同項に規定する電磁的記録を含むものとする。

第十八条の九第一項中「非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加え、同条第二項中「の設定」を「又は累積投資勘定の設定」に、「非課税管理勘定廃止通知書及び」を「勘定廃止通知書及び」に改め、同号イ中「第三十七条の十四第五項第三号ロ」を「第三十七条の十四第五項第六号イ(1)」に、「非課税管理勘定廃止通知書」を「勘定廃止通知書」に改め、同号ロ中「第三十七条の十四第五項第三号ロ」を「第三十七条の十四第五項第六号イ(2)又はロ」に改め、同項第四号中「非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加え、「又は(2)」を「若しくは(2)又は第四号イ」に、「)及び」を「)及び同項第二号ロに掲げる上場株式等（以下この号において「満期移管上場株式等」という。）並びに」に、「第二十五条の十三第十一項各号（同条第十八項において準用する場合を含む。以下この号及び第七号において同じ。）」を「第二十五条の十三第十一項各号」に改め、「同条第十一項各号」を「係る当初取得等上場株式等」の下に「及び満期移管上場株式等」を加え、同項第五号並びに第六号イ及びロ中「非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加え、同項第七号中「第二十五条の十三第十一項各号」を「第二十五条の十三第十一項各号」に改め、同項第八号イ中「を提出した」を「の提出（施行令第二十五条の十三の二第一項に規定する提出をいう。第十八条の十五の十一第二項第十号イにおいて同じ。）をした」に改め、同条第三項中「非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加える。

第十八条の十五の十第一項第一号を削り、同項第二号中「又は営業所又は振替口座簿」に、「第三十七条の十四第一項」を「第三十七条の十四第五項」を「第三十七条の十四第一項」に改め、同号を同項第一号とし、同条第二項第一号中「第十八条の十五の三第八項各号」を「第十八条の十五の三第十一項各号」に、「第十八条の十五の三第十四項」を「第十八条の十五の三第十七項」に、「第二十五条の十三第十三項」を「第二十五条の十三第二十項」に改め、同条第三項中「。以下この項」を「。第一号」に改め、同項第一号中「を提出する」を「の提出（同条第三項に規定する提出をいう。次号において同じ。）をする」に改め、同項第四号中「及び数」の下に「若しくは持分の割合」を加え、同条第四項中「の規定による」を「に規定する所轄税務署長の」に、「から同項に規定する」を「から当該」に改め、同条第十二項第一号中「第二十五条の十三第十三項」を「第二十五条の十三第二十項」に改め、同条第十七項の表以外の部分中「第八項から第十項まで、第十四項から第十六項まで、第十九項及び第二十六項まで、第十八項、第十九項（第二号に限る。）、第二十二項及び第二十九項から第三十二項まで、第十八条の十五の四（第一項第四号を除く。）」に、「第十三項、第十五項、第十六項、第十九項、第二十一項及び第二十五項」を「第二十項、第二十二項、第二十三項、第二十六項、第二十八項、第三十二項」に改め、同表第十八条の十五の三第八項の項中「第十八条の十五の三第八項」を「第十八条の十五の三第十一項」に改め、同表第十八条の十五の三第九項の項中「第十八条の十五の三第九項」を「第十八条の十五の三第十二項」に改め、同表第十八条の十五の三第十四項の項中「第十八条の十五の三第十七項」に改め、同表第十八条の十五の三第十五項の項中「第十八条の十五の三第十五項」を「第十八条の十五の三第十八項」に、「第十八条の十五の三第十八項」を「第十八条の十五の三第十九項」に改め、同表第十八条の十五の三第十七項の項中「第十八条の十五の三第十九項」を「第十八条の十五の三第二十二項」に改め、同表第十八条の十五の三第二十六項の項中「第十八条の十五の三第二十六項」を「第十八条の十五の三第二十七項及び第二十八項」を「第十八条の十五の三第三十項及び第三十一項」に改め、同表第十八条の十五の三第二十九項の項中「第十八条の十五の三第二十九項」を「第十八条の十五の三第三十二項」に改め、同表第十八条の十五の四第一項の項中

| | |
|---|---|
| 非課税口座の | 未成 |

を

| | |
|---|---|
| 個人番号（勘定の変更又は平成三十六年分以後の累積投資勘定の設定に係る非課税口座異動届出書を提出する者にあつては、氏名、生年月日及び住所） | 個人番号 |
| 非課税口座の | 未成年者口座の |

に、「に係る」を「又は累積投資勘定に係る」に改め、同表第十八条の十五の四第二項の項中「に係る」を「又は累積投資勘定に係る」に改め、同表第十八条の十五の四第三項の項中

| | |
|---|---|
| 、非課税管理勘定廃止通知書又は | 又は |

を

| | |
|---|---|
| 非課税管 | 非課税管 |
| 、勘定廃 | 、勘定廃 |

に、「前条第六項第二号イ」を「前条第九項第二号イ」に改め、同表第十八条の十五の五の項中

| | |
|---|---|
| 、非課税管理勘定廃止通知書又は | 非課税管理勘定又は累積投資勘定 |
| 又は | 非課税管理勘定 |

を

| | |
|---|---|
| 非課税管理勘定又は累積投資勘定 | 非課税管理勘定 |
| 、勘定廃止通知書又は | 又は |

に、「第十八条の十五の三第六項第二号イ」を「第十八条の十五の三第九項第二号イ」に改め、同表第十八条の十五の六の項及び第十八条の十五の七第二項の項中「に係る」を「又は累積投資勘定に係る」に改め、同表第十八条の十五の八第一項の項中

| | |
|---|---|
| 非課税口座開設届 | 非課税口座開設届出書、非課税口座内上場株式等移管依頼書、未成年者口座非課税口座間移管依頼書、施行令第二十五条の十三第十四項第二号の規定により提出する書類 |
| 非課税口座開設届 | |
| 非課税口座内上場 | |
| 書、未成年者口座 | |
| 管依頼書、 | |

を

| | |
|---|---|
| 出書（ | 未成年者口座開設届出書（ |
| 出書に | 未成年者口座開設届出書に |
| 株式等移管依頼 | 第十八条の十五の十第三項に規定する未成年者口座内上場株式等移管依頼 |
| 非課税口座間移 | |

を

| | |
|---|---|
| 非課税口座開設届出書、非課税口座内上場株式等移管依頼書、未成年者口座非課税口座間移管依頼書、施行令第二十五条の十三第十四項第二号の規定により提出する書類 |

に改め、同表第十八条の十五の三第二十七項及び第二十八項の項中「第十八条の十五の三

| | |
|---|---|
| 非課税管理勘定又は累積投資勘定 | 非課税管理勘定 |
| 廃止通知書 | 未成年者口座廃止通知書 |

を

| | |
|---|---|
| 廃止通知書 | 未成年者口座廃 |

に改め、同表第十八条の十五の三第二十七項及び第二十八項の項中「第十八条の十五の三